

## 正しい食品表示を心掛ける必要

新年明けましておめでとうございます。昨年のあいさつでは相変わらず先の見えない新型コロナウイルス感染症について嘆いておりましたが、オミクロン対応型ワクチン接種の普及や政府による感染症法上の分類見直しなど、状況の変化を感じられるようになってきました。

昨年から CBT 方式を導入した食品表示検定も、2 年目を迎えます。一部の地域で希望どおりの会場の予約が難しいなどの問題については可能な限り改善を進め、受験しやすい環境を整えて参ります。

昨年 4 月の原料原産地表示の経過措置期間終了は、大きな混乱なく本格施行に移行しました。食品の原材料がどこから来ているのかを知ること、食料の供給やフードマイレージなど環境問題について考えるきっかけにもなっていると感じています。

本年の食品表示のトピックは、4 月に予定されている遺伝子組換え食品表示制度改正の施行でしょう。すでに新たな制度に対応した表示を行っている食品も見られるようになってきました。引き続き「遺伝子組換えでない」表示も可能ですが、条件が厳しくなっていることに注意する必要があります。昨年 12 月には、我が国の食品輸出を促進する立場から、消費者庁が、輸出促進に向けた食品表示等のグローバル化に対応する方針を打ち出しました。現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直すことされています。具体的な検討の項目や手続き、日程等については公表されていませんが注目していく必要があります。

食品関連事業者の皆様は時代の要請に応じて随時見直しが行われる食品表示制度の内容をフォローし常に正しい表示を心がける必要があります。消費者も正しい表示の知識を身につけ、食品に表示されている情報を正確に理解することが必要です。

食品表示検定はこうした社会のニーズに応えるため、引き続き検定試験やテキストの発行を通じて、社会に貢献していきたいと思えます。

今年一年が皆様にとってよりよい年となることを祈り、私のご挨拶といたします。

令和 5 年 1 月 12 日